

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人田中和の上告趣意のうち、違憲（憲法一五条、二一条違反）をいう点は、公職選挙法一三八条に定める戸別訪問の禁止が、憲法二一条に違反するものでないことは、当裁判所の判例（最高裁昭和二四年（れ）第二五九一号同二五年九月二七日大法廷判決・刑集四巻九号一七九九頁、同四三年（あ）第二二六五号同四四年四月二三日大法廷判決。刑集二三巻四号二三五頁）とするところであり、公職選挙法一二九条に定める事前運動の禁止が、憲法一五条に違反するものでないことは、右各判例の趣旨に徴し明らかであるから、いずれも理由がなく、その余の点は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五五年六月六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	宮	崎	梧	一
裁判官	栗	本	一	夫
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	塚	本	重	頼
裁判官	鹽	野	宣	慶